

那覇市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進モデル事業  
計画案の選定審査要領

令和2年6月5日  
まちなみ共創部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進モデル事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項に基づき、那覇市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進モデル事業に係る専用賃貸住宅の改修又は管理に関する計画の案（以下「計画案」という。）の選定審査に関する必要な事項を定めるものとする。

(競合状態における取扱い)

第2条 市長は、当該年度中の応募期間内に要綱に定める要件を満たす計画案が複数提出され、かつ予算の範囲を超えたとき（以下「競合状態等」という。）は、計画案の選定審査を行うものとする。

(計画案の選定審査)

第3条 市長は、計画案を別表に基づき採点及び順位付けをした後、厳正かつ公平な審査を期すため、那覇市住宅政策等検討委員会設置要綱第7条に規定される那覇市住宅政策等検討幹事会（以下「幹事会」という。）を開催し、計画案の選定審査を行うものとする。

2 幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは幹事長の決するところによるものとする。

3 幹事会は、競合状態等となったとき及びその他必要に応じて開催するものとする。

付 則

この要領は、令和2年6月5日から施行する。

別表 那覇市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進モデル事業 計画案評価点表

評価項目		評価基準		評価点	最高点	
居住環境 (30)	快適性	住戸の面積	30㎡以上	10	10	
			25㎡以上	7		
			18㎡以上	5		
			9㎡以上	2		
		住戸が1階（地上階）又はエレベーターの着床階	該当する	10	10	
		築年数	10年以下	10	10	
	20年以下		7			
	30年以下		5			
入居要件 (40)	家賃負担	契約家賃	3.2万以下(円/月)	15	15	
			4.0万以下(円/月)	10		
			5.0万以下(円/月)	5		
			6.0万以下(円/月)	2		
	その他負担	敷金の額	求めない	10	10	
			家賃の2か月分以下	5		
保証人	連帯保証人	必要なし	5	5		
入居者	入居を受け入れる住宅確保要配慮者の属性数	6以上	10	10		
		4以上	7			
		2以上	5			
利便性 (20)	交通施設	モノレールの駅、バスの停留所	100m以内	5	5	
			250m以内	4		
			500m以内	3		
	医療施設	内科・小児科・外科・眼科・歯科など	内科・小児科	500m以内	5	5
			小児科	750m以内	3	
			その他	500m以内	3	
				750m以内	1	
	商業施設	食料品等を購入できる店舗	スーパー等	500m以内	5	5
			コンビニ・ドラッグストア	750m以内	3	
				500m以内	3	
				750m以内	1	
	公共施設	支所、小中学校、こども園、公民館、図書館など	500m以内	3	3	
1000m以内			1			
公園	都市公園など	500m	2	2		
		1000m以内	1			
その他 (10)	応募者	見守り・生活支援サービスの提供や居住支援団体等※との連携実績	あり	10	10	
				合計	100	

※居住支援団体等とは、住宅セーフティーネット法に基づき沖縄県に指定されている「居住支援法人」又は、沖縄県に指定されている「あんしん賃貸支援団体」をいう。

**【同時点における取扱い】**

- (1)入居要件の合計点が高いものを上位の順位とする。
- (2)(1)で同点の場合には、家賃負担の評価点の高いものを上位の順位とする。
- (3)(2)で同点の場合には、入居者の評価点の高いものを上位の順位とする。
- (4)(3)で同点の場合には、居住環境の合計点が高いものを上位の順位とする。
- (5)(4)で同点の場合には、利便性の合計点が高いものを上位の順位とする。
- (6)(5)でなお同点となる場合には、抽選により選定するものとする。